

小型充電電池内蔵製品の収集方法変更について

1 趣旨

本市では、小型充電電池内蔵製品を「もえないごみ」として塵芥車（パッカー車）で収集していますが、「もえないごみ」の処理工程で火災発生のリスクがあり、本市では、破碎処理工程で年間 300 件を超える発煙・発火が発生しています。

そこで、収集車両と処理施設の火災予防や処理の安定性向上のため、小型充電電池内蔵製品の分別品目を「もえないごみ」から「特定品目」に変更します。

本収集方法の変更は、令和 8 年度から全市域で試行実施後、令和 9 年度から本格実施します。

2 分別ルールの変更内容と効果

変更品目 小型充電電池内蔵製品（長さ 60cm 未満で連絡ごみに該当しないもの）
※詳細は裏面参照

現在		R8 年度試行・R9 本格実施
「もえないごみ」で収集		「特定品目」で収集
・塵芥車（パッカー車）で収集 ・処理施設で破碎処理 ・リチウムイオン蓄電池等が含まれていると、圧縮・破碎時に発煙・発火のリスクがある		・平ボディ車（平らな荷台のトラック）で収集 ・処理施設での破碎処理不要 ・圧縮・破碎処理をしないため、蓄電池等の発煙・発火を防止できる

※ 小型充電電池内蔵製品は、清掃事業所への自己搬入や、「使用済小型家電回収ボックス」（一部製品を除く）の利用ができます。

※ 令和 8 年度から、区役所や行政センターに設置している「使用済小型家電回収ボックス」の対象品目の拡大を予定しています。

3 「もえないごみ」に出された場合の対応

- ・令和 8 年度は試行のため、「もえないごみ」に小型充電電池内蔵製品が混入していても収集を行います。
- ・令和 9 年 4 月以降は「もえないごみ」に小型充電電池内蔵製品が混入していた場合、ルール違反ごみとして集積所へ残置します。

4 収集品目変更スケジュール（予定）

令和 7 年 11 月 4 日	自治連環境部会での説明
令和 7 年 11 月 18 日	自治連理事会での説明
令和 8 年 2 月	令和 8 年度浜松市分別収集カレンダー全戸配布（変更内容を掲載）
令和 8 年 4 月	小型充電電池内蔵製品の分別収集試行開始
令和 8 年 5 ～ 7 月	環境美化推進員会議での説明
令和 9 年 4 月	小型充電電池内蔵製品の特定品目での収集本格開始

※ 上記のほか、「ごみ・資源物の出し方便利帳」や浜松市公式ホームページ、浜松市公式 SNS でも周知します。

【参考】 分別ルールの変更内容（品目別）

品目	現状	変更後
電気シェーバー	<u>もえないごみ</u> または 使用済小型家電	<u>特定品目</u> または 使用済小型家電
電動歯ブラシ		
デジタルカメラ		
携帯型ゲーム機		
リチウムイオン電池	特定品目	特定品目
モバイルバッテリー		
加熱式たばこ 電子たばこ		